

## 将来負担比率

一般会計等が将来負担する借入金（地方債等）の標準財政規模に対する割合です。算定にあたっては、将来負担額から充当可能な基金・特定財源見込額や償還残高に係る基準財政需要額算入額の見込額を除くものとされており、また、標準財政規模からは償還金に係る基準財政需要額算入額を控除しております。

本町の比率は29.7%となり、早期健全化基準を下回っております。

### 【算定方法】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※標準財政規模とは地方公共団体の普通地方税・地方譲与税や地方交付税等（一般財源）の標準規模を示すものであり、地方債及び補助金等の特定財源は含まれません。

※将来負担額とは一般会計の地方債残高とその他の会計における地方債の負担見込額や債務負担行為の一部・退職手当支給予定額・連結実質赤字額等をあわせた額です。

※特定財源見込額とは償還金に充当する使用料等の見込額です。

※基準財政需要額とは普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体が合理的な水準で行政運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額をいいます。